



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第5号 令和元年5月13日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
20	令和元年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	地方創生局 市町村課
21	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	男女参画・人権課
22	同	環境首都課

徳島県告示第二十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和元年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和元年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期間、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第一回	令和元年五月十五日（水曜） 日）まで	令和元年五月二十四日（金曜） 日）	筆記試験、身体 検査、適性検査 及び口述試験
第二回	令和元年六月十四日（金曜） 日）まで	令和元年六月二十一日（金曜） 日）	同
第三回	令和元年七月十七日（水曜） 日）まで	令和元年七月二十四日（水曜） 日）	同

備考 筆記試験は、国語（作文を含む）、数学及び社会につき、中学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第一回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八
第二回	同	同
第三回	同	同

三 応募資格

日本国籍を有し、令和元年八月一日又は九月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の初日から起算して三月を経過する日の属する月の翌月の末日現在において三十三歳に達していないこと）で、学校教育法（昭和二十

二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 四 採用予定月

令和元年八月又は九月

#### 五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、平成三十一年四月一日次の事務を一般財団法人徳島県観光協会に委託した。

令和元年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第十条第一項の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、平成三十一年四月一日次の事務を特定非営利活動法人大川原に委託した。

令和元年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）第八条の規定による使用料の徴収の事務